平成２９年（フ）第５６６号
愛媛県伊予市下吾川1812―１レオパレスライトスペースⅠ110号室、住民票上の住所岡山市中区清水１丁目11番25号　フレグランス清水Ｂ棟101号室
破産者　松井　　弘
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
長崎県大村市富の原２丁目557番地１　水晶館Ⅱ211
破産者　秋本　亮祐
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
宮崎県都城市広原町１号18番地５
破産者　宮崎平五郎
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３１９号
北海道旭川市永山１条17丁目１番１―1402号市住1402号
破産者　千葉フヱミ
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５５号
北海道帯広市東１条南７丁目５番地
破産者　高橋　　満
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
北海道帯広市東７条南10丁目５番地１　ハイランドコーポ108
破産者　荒木　一徳
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４００号
岩手県滝沢市巣子895番地　巣子宿舎４号棟203号
破産者　佐藤　祐太
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１１号
福島市飯坂町平野字上天王下21番地の２
破産者　木村　幸彦
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４５号
岩手県釜石市唐丹町上荒川50―３　フジタ道路株式会社地整鍬台作業所Ａ―202、住民票上の住所岩手県釜石市中妻町２丁目２番４号水野アパート201号
破産者　鈴木　俊也
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第１号
福島県二本松市茶園１丁目77番地１　桜ハイツ102号
破産者　鈴木　生子
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第５２号
川崎市麻生区高石３丁目８番７号　ハウス長久保　102
破産者　上田　博子（旧姓原口）
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
川崎市多摩区生田８丁目６番16号　アイル生田　203
破産者　織田さやか
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
富山県小矢部市矢水町306番地12
破産者　中村　俊之
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１１１号
富山県高岡市野村1459番地１
破産者　河合　泰彦
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第５号
金沢市大野町２丁目28番地１
破産者　花野麻理子
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５３号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目50番１号アネックス高丘Ⅱ202、前住所静岡県浜松市中区泉３丁目17番３号
破産者　袴田　　修
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
岡山県倉敷市林638番地10
破産者　奥野　晋也
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１号
香川県坂出市福江町３丁目２番７号
破産者　香川　芳広
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２９４号
埼玉県熊谷市奈良新田322番地８
破産者　菊地しのぶ
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

第明治三十五種郵便物認可